

特許 & 技術レポート

河 合同特許法律事務所 / SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

2025-5

.....

ハイライト：

特許庁、「バイオ特許専門組織」発足…「特許ファストトラック」本格稼動	1
大法院「1年以内に国内販売がされていても植物品種保護の出願可能」	2
韓国の研究陣、mRNAワクチンの「体内での作用原理」を世界で初めて究明	2
終わらない知的財産権の葛藤…製氷機付き浄水器の訴訟で波紋広がる	4
すでにdeepseekの「にせもの」騒ぎ…相次ぐ類似商標に「びっくり」	4



IP制度

特許庁、「バイオ特許専門組織」発足
「特許ファストトラック」本格稼動

優先審査の際、2ヶ月以内に審査完了

企業の迅速な特許権確保を支援

バイオ分野の特許審査専門の担当組織が本格的にスタートし、「特許ファストトラック」が稼動する。企業は最長2ヵ月以内に特許審査結果を受け取ることができるようになり、グローバル市場での迅速な特許権確保が可能

になる見通しだ。

特許庁は「新しい成長の動力源」とされるバイオ産業を積極的に支援するために、バイオ産業の生態系全般を専門的に審査できるよう4つの課の新設、および1つの課の改編を通して、計5課120名規模のバイオ特許審査専門の担当組織をスタートさせた。

バイオ産業は未来への中核的な成長動力であり、2027年に全世界の市場規模が約3兆3000億ドルに達するものと展望される。バイオ技術はR&Dに莫大な時間と費用がかかる一方で、少数の優れた特許でも製品化と長期間の市場独占が可能のため、迅速な特許審査を企業が強く要求する分野だ。実際に直近5年間で国内バイオ(生命工学およびヘルスケア)の特許出願は年平均8.2%増加し、全体の特許出願増加率(2.3%)の約3.5倍に達する成長傾向を見せている。

これに対応するため特許庁は、①民間バイオ専門家

35名を特許審査官として新規採用、②バイオ分野を優先審査対象に指定、そして③専門の担当審査組織を新設することで企業の革新技術が安定して特許権によって保護されるよう支援している。



紛争

大法院「1年以内に国内販売がされていても 植物品種保護の出願可能」

種子や果物が1年以内に国内で販売された事実があっても、「植物特許」と呼ばれる品種保護の出願が可能であると大法院が判断した。

大法院は新品種の開発に長期間かかることを考慮し、1年以内の国内販売は品種保護要件である「新規性」の判断において問題がないことを明確にした。

法曹界によると、大法院は、ホ某氏がA農業会社を相手取って起こした登録無効訴訟で原审の原告敗訴判決を2月27日に確定した。

A社は自主開発した「メガブルー」という名称のブルーベリー品種を品種保護登録し、2019年12月に出願が行われた。

品種保護制度は、植物の知的財産権を保護する特許制度の一種であり、品種保護出願をして品種保護権が設定されれば、育成者は当該新品種に対する独占的権利を有することになる。

植物新品種の保護法上、品種保護を受けるためには新規性、区別性、均一性などの要件を備えなければならない。

ホ氏はメガブルーが品種保護の出願日以前に「クルーア」という名称で販売されたブルーベリー品種と同一であり新規性が認められないとし、2022年7月に登録無効審判を請

求した。

しかし、品種保護審判委員会に続いて特許法院と大法院もホ氏の請求を棄却した。

大法院は「利用目的で大韓民国で初めて譲渡された日から1年以内に品種保護出願されたなら新規性が否定されない」とした。

植物新品種法17条1項が新規性条件の一つとして「品種保護の出願日以前に大韓民国で1年以上当該種子やその収穫物が利用目的で譲渡されなかった場合」と定めているため、1年を超えない販売事例は問題ないという趣旨だ。

大法院は「育成と商業化に多くの時間と費用がかかる植物新品種の特性上、出願日以前に当該品種の商業化が可能か市場の反応を調べる現実的な必要がある」として「品種の種子や収穫物が利用目的で譲渡、商業化された場合にも新規性が失われない一定の猶予期間を設けている」と当該条項の意味を説明した。

大法院は、原審判決は新規性の判断期間にあり一部分法的な誤解があるものの「メガブルーの新規性が否定されない」という結論は同じだとし、ホ氏の上告を棄却した。



最新技術

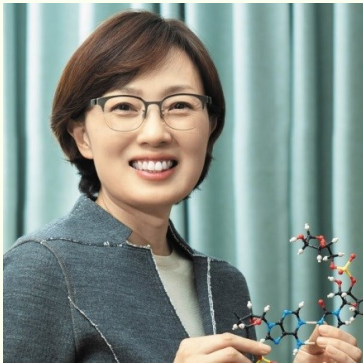
韓国の研究陣、mRNAワクチンの 「体内での作動原理」を世界で初めて究明

コロナワクチンとして開発され、パンデミック終息に決定的な役割を果たした「メッセンジャーリボ核酸(mRNA)」ワクチンの体内流入および作動と阻害原理を韓国研究陣が世界で初めて明らかにした。遺伝子編集(遺伝子はさみ)技術で2万個にのぼる遺伝子をテストし、mRNAワクチンが細胞の中に入るときに関与する物質と、mRNAワクチンの機能

を阻害するタンパク質とを発見したのだ。様々な病気に mRNA ワクチンを拡張するための鍵とされてきた体内流入と 効能維持などの中核的な要因を究明した。今回の研究が mRNA ワクチンの商用化を早める「ゲームチェンジャー」になり 得ると期待される。

◇「新型コロナウイルス感染症のワクチン作用原理を初めて究明」

基礎科学研究院(IFS)のRNA研究団長(ソウル大学生 命科学部教授)のキム・ビツネリ氏は、「mRNA ワクチンの細 胞内伝達と分解を制御するタンパク質群を見つけ出し、そ の作動原理を初めて究明した」と明らかにし、研究結果が4 月4日に国際学術誌「サイエンス」に掲載された。



キム・ビツネリ基礎科学研究院(IFS)RNA研究団長

mRNAはDNAの遺伝情報をコピーした後、細胞内でタンパク質を作るリボソームにこれを伝達する。人体を構成するタンパク質の設計図を工場に伝えることを意味する。コロナワクチンはこの原理を利用してウイルスタンパク質を作るmRNAを体内に注入し、抗体の生成を誘導する方式だ。従来の方式では10年以上かかるワクチン開発過程を、コロナワクチンは約11ヵ月に短縮することができた背景だ。

ファイザー、モデルナなどはmRNAを脂質ナノ粒子で覆い、mRNA塩基の一つを変形して免疫反応が起きないようにする方式でコロナワクチンを開発した。ただ、このワクチンがどのような物質の働きにより細胞に入り、どのような要因でmRNAが放出され、維持または分解されるかなどは明らかにされていなかった。

研究チームは、遺伝子はさみを利用して細胞の遺伝子を一つずつ除去する方式で計2万個の遺伝子機能をテストした。緑色の蛍光を発するmRNAを各細胞に送り、どのような物質がmRNAを助けたり妨害したりするのかを一つ一つ探し出したのだ。実験の結果、細胞の表面にある糖タンパク質の一種である「ヘパラン硫酸」がmRNAの細胞内流入を促進することが確認された。このようにmRNAは細胞内の小胞体に流入するが、V型ATP加水分解酵素(V-ATPase)が小胞体膜を破裂させ、mRNAが細胞質に放出されて作動できるようにするというのも研究チームが突き止めた。

これに加えて、外部から注入されたmRNAに対する免疫体系と、どのようにmRNAワクチンがこれを突き破って本来の機能を果たすのかも究明された。細胞質内のタンパク質である「TRIM25」が外来mRNAを侵入者と認識し、他の切断酵素などとmRNAに結合して分解することを確認したのだ。一般のmRNAはTRIM25に素早く分解されたのに対し、コロナワクチンのように塩基が変形したmRNAはTRIM25を回避してタンパク質を正常に生成させた。研究チームは「mRNAワクチンが人体の免疫を避けて安定的に作動した原理が明らかになった」とした。

◇がんワクチンなど次世代ワクチンの開発に弾み

コロナパンデミック時にmRNAワクチンの性能向上に貢献した学者たちは、2023年にノーベル生理学・医学賞を受賞した。当時、受賞者たちが明らかにできなかった作動機序を今回研究陣が解明したという点で科学界が注目している。世界的な学者としてノーベル賞候補に度々名前が挙がる「キム・ビツネリ団長」への関心も高まる見通しだ。また、今回の研究成果により次世代mRNAワクチンと治療剤の開発が加速するだろうという期待が出ている。mRNAを助ける物質を活性化する技術を開発してmRNAの伝達効率を高め、mRNA破壊物質を回避する技術を開発して安定性を増大させることができるというわけだ。キム団長は、「mRNAの安定性とタンパク質の生産効率などを高めることができる理論的土台を提供した研究」とし「今後の研究を通じて新たなmRNAワクチン開発にも寄与できると期待する」と話した。

mRNA技術は次世代新薬プラットフォームとして脚光を浴びている。モデルナは昨年、アメリカ食品医薬品局（FDA）から呼吸器細胞融合ウイルス(RSV)ワクチンの承認を受け、韓国国内での発売を控えている。悪性皮膚がんである黒色腫、肺がんなどに対するmRNAベースの「がんワクチン」もやはり大手製薬会社が競って開発している。市場調査会社のフレッシュデンスリサーチによると、グローバルmRNA治療剤の市場規模は2025年の208億3000万ドル(約30兆5000億ウォン)から、2034年には426億4000万ドルに成長する見通しだ。

終わらない知的財産権の葛藤

製氷機付き浄水器の訴訟で波紋広がる

製氷機付き浄水器市場が拡大する中、製氷機付き浄水器のデザイン権をめぐる企業間の葛藤が大きくなっている。訴訟を提起しても直ちに相手会社の製品販売が中断されることはないものの、市場が拡大するほどに類似デザインに対する警戒を強める意図があると解釈される。

コーウェイは、キョウォンウェルズ(2024年9月)、ククホームシス(2025年3月)に対して、相次いで販売差止と損害賠償請求の訴訟を提起した。

11年前に始まった製氷機付き浄水器の訴訟もいまだ現在進行中の状況にあって、コーウェイが訴訟を相次いで起こしたことで、家電業界では製氷機付き浄水器をめぐる葛藤の溝が深まっている。2014年にチョンホナイスがコーウェイを相手取って起こした特許侵害訴訟は、1審はチョンホナイス、2審はコーウェイが勝訴し、大法院の判断を待っているところだ。

過去の製氷機付き浄水器をめぐる訴訟は製品に適用した特許技術の侵害をめぐるものだったが、昨年からコーウェイが提起している訴訟は製氷機付き浄水器のデザイン権の侵害に関してであり、キョウォンウェルズとククホームシスそれぞれが同じ事由に該当するという点に違いがある。

コーウェイはチョンホナイスにも警告状を送り、デザイン権に

関して協議を続けている。コーウェイは協議が円滑に進まなければ法的措置をとることも検討している。

業界では、製氷機付き浄水器の訴訟が終わるまでには数年以上かかると予想している。

コーウェイの訴訟についてキョウォンウェルズとククホームシスは、「特許庁からデザイン権の認定を受けており問題ない」という立場だ。

しかし、「デザイン権の認定を受けていても、競合他社がデザインに問題があると指摘して訴訟を提起し、デザイン侵害と判断された事例が多い」、そして「訴訟によりデザイン侵害が認められた場合、デザイン権の無効事由があるため、その後デザイン権の無効審判を進めることができる」という意見もある。

特許庁のデザイン審査基準では、デザイン類似の判断は、外観を全体的に見たときに異なった「審美感」を感じさせるかどうかによるという。総体的な特徴が似ているなら細部に多少の違いがあっても類似とすべきだという大法院の判決もある。

類似デザインと非類似デザインとの境界線が曖昧であるなら、特許技術の侵害に関する判断よりデザイン侵害に関する方が議論が白熱するのは当然だといえるだろう。



すでにdeepseekの「にせもの」騒ぎ

相次ぐ類似商標に「びっくり」

中国で人工知能(AI)モデルのディープシーク(deepseek)が旋風を巻き起こし、これに便乗した類似商標登録の動きが

相次いだことに当局がストップをかけた。中国だけでなくアメリカなど海外でも商標紛争が起こり、商標権確保への競争が加速する見込みだ。

中国国家知識財産局が中国内のディープシーク関連の商標登録申請63件を棄却したと、中国メディアが報道した。

国家知識財産局は、「社会・大衆に一般的に知られている人工知能モデル名『deepseek』または関連グラフィックで、一部企業と個人が、国家知識財産局の商標局に商標登録申請を提出した」とし、「一部代理機関が不法なサービスを提供したと疑われ、明らかに『流行トピック』に便乗して不当な利益を得ようとする意図がある」と説明した。ディープシークの商標を先に取得して不当な利益を得ようとする企みを防ぐための措置と見られる。

ディープシークは韓国にも商標権を出願した。3月30日、特許庁はディープシークが自社の英語名「deepseek」およびクジラ型の会社ロゴの商標権を出願したと明らかにした。韓国内では個人情報流出の危険があるとしてアプリケーションのダウンロードが禁止されるなど正常な事業ができない状態だが、商標権の確保から始めたわけだ。

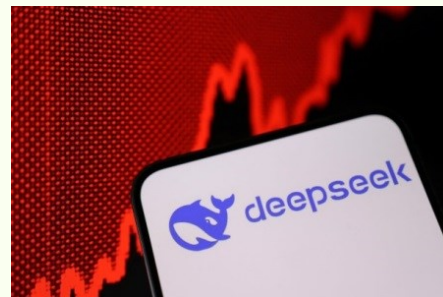
すでにアメリカでは商標権問題で困難に直面している。ディープシークは1月、アメリカ特許商標庁(USPTO)に自社名の商標登録を申請したが、デルソングループという会社が先に同一名の商標権を出願した事実が確認された。この会社の設立者はウォーリー・ルーという人物で、ディープシーク創業者である梁元鵬と同じ中国浙江大出身であることが明

らかになり、故意に「商標権の横取り」をしたのではないかという憶測を呼んでいる。

韓国内でも同様の動きがあった。特許情報検索サービスKIPRISによると、2月10日にパク某氏が「DeepseekK」という名前とクジラの尻尾型ロゴを出願した。最初の一文字と最後の一文字を大文字に変えただけで、綴りが同じでロゴもディープシークを連想させるものだ。

ハングルで書かれた「ディープシーク」という名前も、2月18日に某農薬・農資材業者が商標を出願し審査待機中だ。業界では、アプリの遮断で国内利用者の確保に困難をきたしている状況で、予想外の商標リスクまで浮上すれば、ディープシークの国内事業戦略の変更は避けられないと予想している。

最近、ディープシークの不正詐称アプリやホームページも大幅に増え、懸念が高まっている。これに対しディープシークは、「ディープシーク関連の一部偽造アカウントと根拠のない情報が大衆を混乱に陥れている」とし、「WeChat、小紅書、X 以外のアカウントは全て偽造アカウントである」と注意を呼びかけた。



韓国における知的財産問題でお悩みですか 新しい選択、HA&HAにお任せ下さい

(調査、特許・実用新案・デザイン・商標の出願及び登録、著作権、電子商取引、
インターネット上の権利、コンピュータープログラム、侵害訴訟及び各種紛争)

河 合同特許法律事務所

ソウル市瑞草区Juheung 3-Gil 1 栄和B/D(盤浦洞)
Tel : +82-2-548-1609
Fax : +82-2-548-9555, 511-3405
E-mail : haandha@haandha.com
Website : <http://haandha.com>

SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

ソウル市瑞草区Juheung 3-Gil 1 栄和B/D(盤浦洞)
Tel : +82-2-3443-8434
Fax : +82-2-3443-8436
E-mail: st@stpat.co.kr